議案第４２号

大口町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

大口町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和３年６月２日提出

大 口 町 長　　鈴　木　雅　博

（提案理由）

この案を提出するのは、審査の申出及び口述書の提出において押印を廃止することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大口町固定資産評価審査委員会条例（平成１１年大口町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項を削り、同条中第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第８条第５項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町固定資産評価審査委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
（審査の申出） 第４条　略 ２・３　略 ４　略 ５　略	（審査の申出） 第４条　略 ２・３　略 ４　審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が、押印しなければならない。 ５　略 ６　略
（口頭審理） 第８条　口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。 ２～４　略 ５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3)　略 ６～８　略	（口頭審理） 第８条　略 ２～４　略 ５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(3)　略 ６～８　略